

第一回拒絶理由通知書本文

出願番号：038065169

審査官：旭昀

番号：9462

明細書に記載のように、本願はチオトロピウム臭化物の結晶微粉体に関する。審査を行い、ここに、以下の通り拒絶理由を提出する。

1. 請求項13、23は特許法第26条第4項に規定する要件を満たさない。

1) 請求項13に記載の用途範囲が広すぎるため、明細書のサポートを得ることができず、出願人は当該請求項において以下の「薬物組成物を調製する」を使用し、これは請求項1-5又は12に記載の製品が何らかの病気を治療する薬物を調製できることを意味するが、現実の生活の中で、これは不可能であり、なぜなら各薬物が予防又は治療することができるのは一種又は一部の病気だけだからであり、よって、請求項13は特許法第26条第4項に規定する要件を満たさない。

2) 請求項23に記載の「山梨糖醇」は、明細書に記載の「山梨醇」の説明と一致せず、明細書の形式面のサポートを得ることができず、特許法第26条第4項に規定する要件を満たさない。

2. 請求項1、6-9、12-16、18-26は、特許法実施細則第20条第1項に規定する要件を満たさない。

1) 請求項1、8-9、18-19は、特許請求の保護範囲を不明確にする語句「約」を含むため、特許法実施細則第20条第1項に規定する要件を満たさない。

2) 請求項6は、特許請求の保護範囲を不明確にする括弧と英文を含むため、特許法実施細則第20条第1項に規定する要件を満たさない。

3) 請求項7、13、19は、特許請求の保護範囲を不明確にする語句「好ましくは…」を含むため、特許法実施細則第20条第1項に規定する要件を満たさない。

4) 請求項12は、請求項1-5と重複し、請求項を簡潔にしないため、特許法実施細則第20条第1項に規定する要件を満たさない。

5) 請求項15は、特許請求の保護範囲を不明確にする英文を含むため、特許法実施細則第20条第1項に規定する要件を満たさない。

6) 請求項 1 8 - 2 6 は、引用テーマが不正確であり、引用された請求項 1 7 - 2 4 のテーマは薬物組成物であるべきであり、請求項 2 5 のテーマは調製方法であるべきであるが、吸入可能な粉末ではなく、特許請求の保護範囲を不明確にしており、特許法実施細則第 2 0 条第 1 項に規定する要件を満たさない。

7) 請求項 1 3 - 1 4、1 6、1 8 - 1 9、2 5 に記載の「請求項 1 - 5」は非代替引用先願の請求項に属し、特許請求の保護範囲を不明確にしており、特許法実施細則第 2 0 条第 1 項に規定する要件を満たさない。

8) 請求項 2 6 は、特許請求の保護範囲を不明確にする括弧を含むため、特許法実施細則第 2 0 条第 1 項に規定する要件を満たさない。

3. 請求項 3 は多項従属請求項であり、当該請求項を引用した請求項 4 も多項従属請求項であるため、請求項 4 は特許法実施細則第 2 3 条第 2 項に規定する要件を満たさない。同様に、請求項 5、9 - 1 0、2 1 - 2 2 にも同じ問題が存在している。

以上の理由に基づいて、本願は現在の出願書類によって特許権を付与されないこととなる。出願人は上記拒絶理由に基づいて所定の期間内に新しい特許請求の範囲及び／又は明細書を提出し、補正時に特許法第 3 3 条に規定する要件を満たすべきであり、元の明細書と特許請求の範囲に記載の範囲を超えてはならず、出願人が、本通知書で規定する応答期間内に上記欠点を克服することができず、或いは前記規定を満たす十分な理由を有することを表明することができなければ、本願は拒絶査定されることとなる。出願人は、補正を行った原本のコピーを提供し、且つ補正の箇所を彩色ペンではっきりとマークすること。

意見書本文

審査官殿：

本意見書は第一回拒絶理由に対する応答である。出願人は、元の出願書類に基づいて特許請求の範囲に対して以下の補正を行った。この意見書と一緒に補正後の特許請求の範囲と補正標識ページを同封した。

一、特許請求の範囲に対して以下のように補正した。

a) 薬局方委員会により編纂された「中国薬物通用名称」(添付書類1)に基づいて、全文における「溴化替托品」を「噤托溴铵」に補正し、「替托品」を「噤托铵」に補正した。

b) 元の記請求項15を元の請求項13(補正後の請求項18)に組み込み、且つ元の請求項15を削除した。

c) 元の請求項23(補正後の請求項29)における「山梨糖醇」を「山梨醇」に補正した。

d) 請求項において現れる「約」を削除した。

e) 元の請求項6、26における括弧を削除した。

f) 請求項において現れる「好ましくは」を削除した。

g) 元の請求項12を削除した。

h) 元の請求項18-26における引用テーマを削除した。

i) 請求項における引用関係を補正した。

上記補正は、新規事項を追加するものではなく、特許法第33条に規定する要件を満たし、許可されるべきであると信じる。

二、意見陳述

以下、拒絶理由通知書に指摘された意見の順序によって意見を陳述する。

1. サポート性

上記のように、出願人は元の請求項15を元の請求項13(補正後の請求項18)に組み込み、元の請求項23(補正後の請求項18)における「山梨糖醇」を「山梨醇」に補正し、これによって明細書のサポートを得ることができ、特許法第26条第4項に規定する要件を満たす。

2. 明確問題

上記のように、出願人は明確ではない問題に対して補正を行った。これによって実施細則第20条第1項に規定する要件を満たすことになる。

補正の結果、本願は、特許法及び実施細則に関連する規定を満たすものと信じる。特許査定くださいますよう、懇請する次第です。

添付書類1：中国薬物通用名称、奥付及び225ページ。

第二回拒絶理由通知書本文

出願番号：038065169

審査官：旭昶

番号：9462

出願人は、2006年9月25日付で第一回拒絶理由通知書に対する応答及び補正後の要約書、請求項1-32と明細書の第1-19ページを提出したが、審査官は、特許法に規定する要件を満たさない問題が依然として存在していると考え、審査を続け、以下の意見を提出する。

1. 請求項8の引用された請求項のテーマは不正確であり、特許法実施細則第20条第1項に規定する要件を満たすように、「請求項1～7のうちの一つの結晶チオトロピウム臭化物微粉体を調製する方法」に補正されるべきである。同時に、明細書の第1ページの最後の段落の第1行に記載の「噻托铵」も「噻托溴铵」に補正されるべきである。

2. 請求項32の引用された請求項のテーマは不正確であり、引用された請求項31のテーマは方法であり、薬物組成物ではなく、特許法実施細則第20条第1項に規定する要件を満たすように、「カプセルであって、請求項22-30のうちの一つの薬物組成物を含むことを特徴とする」に補正されるべきである。

3. 特許法実施細則第20条第1項に規定する要件を満たすように、請求項13に記載の12-48時間の前のコンマを削除すべきである。

上記理由に基づいて、本願は現在の出願書類によって特許権を付与されないこととなる。出願人は上記拒絶理由に基づいて所定の期間内に新しい特許請求の範囲及び／又は明細書を提出し、補正時に特許法第33条に規定する要件を満たすべきであり、元の明細書と特許請求の範囲に記載の範囲を超えてはならず、出願人が、本通知書で規定する応答期間内に上記欠点を克服することができず、或いは前記規定を満たす十分な理由を有することを表明することができなければ、本願は拒絶査定されることとなる。出願人は、補正を行った原本のコピーを提供し、且つ補正の箇所を彩色ペンではっきりとマークすること。

意見書本文

審査官殿：

本意見書は第二回拒絶理由に対する応答である。出願人は、元の出願書類に基づいて特許請求の範囲に対して以下の補正を行った。この意見書と一緒に補正後の特許請求の範囲、明細書差し替え頁及び補正標識ページを同封した。

I. 特許請求の範囲に対する補正

1. 請求項 8 のテーマにおける「噤托铵」を「结晶噤托溴铵」に補正した。
2. 請求項 1 3 における「1 2 ～ 4 8 時間」の前のコンマを削除した。
3. 請求項 3 2 を引用請求項 2 2 ～ 3 0 のうちの一つの組成物に補正した。

II. 明細書に対する補正

明細書の第 1 ページの最後の段落の第 1 行に記載の「噤托铵」を「噤托溴铵」に補正した。

上記補正は、新規事項を追加するものではなく、特許法第 3 3 条に規定する要件を満たし、許可されるべきであると信じる。

III. 意見陳述

補正後の特許請求の範囲および明細書は、すでに審査官により指摘された欠点を克服した。

補正の結果、本願は、特許法及び実施細則に関連する規定を満たすものと信じる。特許査定くださいますよう、懇請する次第です。

翻訳コメント

< CN03806516.9 >

	原文箇所		コメント
	頁／段落	行	
1	全体		以下の単語は、日本語では全く同じとなりますので、中国語のまま表記しました。 「山梨糖醇」と「山梨醇」 「溴化替托品」と「噻托溴铵」 「替托品」と「噻托铵」 「噻托铵」と「噻托溴铵」 「噻托铵」と「结晶噻托溴铵」
2	第一回の意見書本文 1.支持性	2	「(補正後の請求候18)」の「18」は「29」の誤りと思われませんが、原文通り訳出いたしました。

以上